

総社市民間小規模保育事業A型設置運営事業者
募集要項

令和7年4月

総社市教育委員会

目 次

1	募集の趣旨	4
2	募集内容	4
	(1) 事業内容	
	(2) 施設・か所数	
	(3) 区域	
	(4) 事業規模	
	(5) 開所時期	
	(6) 選定方法	
3	申請資格及び条件	4
	(1) 運営主体	
	(2) 運営実績	
	(3) 財務内容	
	(4) 欠格事由	
	(5) 施設の条件	
	(6) 運営の条件	
	(7) 連携施設の条件	
	(8) 職員の条件	
	(9) 保育の条件	
	(10) その他条件	
4	施設改修及び運営に係る経費	8
	(1) 施設改修費	
	(2) 運営経費	
5	申請方法等	9
	(1) 募集要項等の配布	
	(2) 設置運営事業者説明会	
	(3) 質問の受付	
	(4) 申請方法	
	(5) 申請の辞退	
	(6) 失格	

6	主なスケジュール	1 1
7	選定方法	1 1
	(1) 事業候補者の選定について	
	(2) 選定基準, 選定方法について	
	(3) 事業申請者運営施設見学	
	(4) プレゼンテーション審査	
	(5) その他留意事項	
8	問い合わせ	1 3
別添	保育所設置区域	1 4

別添資料 (様式)

- ・ 総社市民間小規模保育事業A型設置運営事業者募集申請書 (様式第1号)
- ・ 申請関係書類一覧 (様式第2号)
- ・ 法人等概要書 (様式第3号)
- ・ 誓約書 (様式第4号)
- ・ 施設設置計画書 (様式第5号)
- ・ 小規模保育事業の実施に係る同意書 (様式第6号)
- ・ 連携施設受託に係る確約書 (様式第7号)
- ・ 施設設置に係る資金計画書 (様式第8号)
- ・ 申請理由書 (様式第9号)
- ・ 運営計画書 (様式第10号)
- ・ 職員配置計画書 (様式第11号)
- ・ 法人が運営する社会福祉施設等一覧 (様式第12号)
- ・ 施設の監査状況 (保育関係) 報告書 (様式第13号)
- ・ 申請辞退届 (様式第14号)

1 募集の趣旨

本市では、保育の提供量確保のため、認可保育所及び家庭的保育事業の実施に取り組んできました。しかし、依然保育ニーズは高く、待機児童が発生している状況であるとともに、人口集中地域では希望園に入ることも難しい状況です。また、今後見込まれる保育需要の増加に対応するため、保育施設における支援体制整備の必要性はさらに高まっています。

この度、高まる保育ニーズや支援を必要とする子どもに対応する保育の受け皿の拡充を図るとともに、本市の未来を担う子ども達に、適切な教育・保育環境を提供するため、民間活力を活用した新たな小規模保育事業A型を整備することとしましたので、本市で設置運営を希望する事業者を募集します。

なお、施設整備に関して、本市や国の交付要件を満たす場合に、国の就学前教育・保育施設整備交付金による補助金の交付を予定しています。ただし、事業選定に伴い、交付を確約するものではありません。

2 募集内容

- (1) 事業内容 事業申請者が総社市内に確保した土地と建物（自己所有又は賃借）で小規模保育事業A型を設置運営するもの
- (2) 施設・か所数 小規模保育事業A型 2施設
- (3) 区 域 総社西中学校区又は総社東中学校区
※対象となる住所地は別添を確認してください
- (4) 事業規模（1施設あたり）
対 象：0歳児～2歳児
定 員：19名
- (5) 開所時期 令和8年4月1日までに開所
- (6) 選定方法 公募型プロポーザル方式

3 申請資格及び条件

申請資格及び条件は、関係各法を遵守するとともに、総社市教育委員会の教育・保育行政をよく理解する小規模保育事業を行うための必要な知識を有する法人で、次の（1）～（10）の条件に該当する者とします。

（1）運営主体

令和7年4月1日時点で、岡山県内に法人本部を有する社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第5項各号に掲げる基準を満たす法人格を有する者とします。

(2) 運営実績

令和7年4月1日時点で、岡山県内で認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育所、障害児通所支援事業のいずれかを3年以上運営しており、過去2年間に実施された監査（障害児通所支援事業においては過去2回の運営指導）において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、受けていた場合でも適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとします。

(3) 財務内容

小規模保育事業を行うための安定的な財源が確保されていること。また、事業を行うに当たり、使用する建物及び土地が賃借の場合は、1年間の賃借料に相当する額と、事業の年間事業費の1/2分の2以上に相当する額の合計額の資金を、普通貯金、当座貯金等により有していること。

(4) 欠格事由

事業申請者又はその役員等が次のいずれの事項にも該当しないこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等及びそれらと社会的に非難される関係を有している者
- ③ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を受けている者又は受けようとしている者
- ⑤ その他、総社市教育委員会が特別な理由で不適格と判断する者

(5) 施設の条件

- ① 事業申請者自らが所有又は賃借する物件において運営を行うこと。
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運営上の取扱いについて（平成26年9月5日雇児発0905第2号）、その他の関係法令を遵守すること。
- ③ 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第28号）を遵守し、特定教育・保育施設としての確認を受けること。
- ④ 施設の場所は、総社西中学校区又は総社東中学校区内とし、既存の保育施設所在地等を勘案した場所とすること。

- ⑤ 賃貸物件で事業を実施する場合は、次のすべてを満たすこと。
- ア 貸与を受けている建物又は土地については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合を除く。
 - イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な価格以下であること。
 - ウ 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ⑥ 既存建物を活用する場合は、次のすべてを満たすこと。
- ア 既存建物において本事業が実施可能であることを確認しておくこと。
 - イ 建築検査済証の交付が確認できること（建築検査済証を紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明書でも代用可能）。検査済証の交付が確認できない場合においては、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成26年7月2日付国住指第1137号）に基づく調査報告書の提出があり、当該建物が建築・増改築時において建築基準法に適合していたものであることが客観的に判断できること。
 - ウ 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあっては「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。
- ⑦ 施設敷地内に屋外遊戯場を設置すること。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保することが困難な場合は、付近（おおよそ300m以内）にそれに代わるべき公園をもって、これに代えることができる。
- ⑧ 施設の場所は、近隣住民の理解を得られる場所であること。
- ⑨ 給食は自園調理を原則とし、アレルギー対応等一人ひとりの状況に応じた対応をすること。なお、連携施設又は近接した同一・関連法人が運営する社会福祉施設等から給食を搬入することは可能とする。

（6）運営の条件

- ① 事業申請者自らが小規模保育事業を運営すること。
- ② 総社市教育委員会、保護者及び市内保育所、幼稚園、認定こども園、障害児通所支援施設等と連携を図るとともに、地域に根ざした運営に努めること。
- ③ 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所、認定こども園、小規模保育事業）において2年以上勤務した経験を有していること、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者、又は経営担当役員に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

④ 開所時間及び休所日

開所時間 月曜日から土曜日 午前7時～午後6時

延長保育 月曜日から金曜日 午後6時～午後7時

休所日 日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

（7）連携施設の条件

総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第1項の規定による連携施設から受ける支援の内容は，次のとおりとする。なお，連携施設は複数施設を設定することができ，民間保育所との連携を基本とする。

- ① 利用乳幼児に集団保育を体験させる機会の設定，保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者に対する相談，助言，その他保育内容に関する支援
- ② 必要に応じた代替保育の提供
- ③ 保育の提供終了（卒園）に際して，保護者の希望に基づき，引き続き連携施設において受け入れ，教育又は保育の提供

（8）職員の条件

- ① 小規模保育事業A型の運営に当たっては，管理者（施設長），保育士の他，必要な職員を配置すること。
- ② 管理者は，健全な心身を有し，児童福祉事業に熱意があり，認可保育所，認定こども園，小規模保育事業所A型において実務経験を有する専従の者であって，「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号）」の施設長の基準に該当する者を必ず設置すること。
- ③ 管理者は，保護者及び地域住民との信頼関係の形成や施設運営の安定を図るため，開所後3年間は法人都合により管理者を変更しないこと。やむを得ず変更する必要がある場合は，予め総社市教育委員会の同意を得ること。
- ④ その他，総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守すること。

（9）保育の条件

- ① 保育内容については，「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」を基本とし，保育計画・指導計画を作成のうえ，その計画に沿って実施すること。
- ② 乳児保育及び11時間開所後，1時間以上の延長保育を実施すること。
- ③ 総社市の子育て支援施策及び総社市教育委員会の教育・保育施策を理解し積極的に協力するとともに，関係法令等を遵守すること。

- ④ 様々な環境の中で、子どもが安心して生活できる保育を提供すること。
- ⑤ 遊びや食育などを通じて直接体験を盛り込んだ保育を提供すること。
- ⑥ 特別な配慮や支援を必要とする児童の受け入れ、保育の提供に積極的に対応すること。
- ⑦ 給食については、管理栄養士又は栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- ⑧ 各種研修に積極的に参加するほか、独自の職員研修を行うなど、職員の資質向上に取り組むこと。
- ⑨ 総社市教育委員会が要求する事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。

(10) その他条件

- ① 保護者会の設置を妨げないこと。
- ② 保護者へ費用負担を求める場合は、総社市教育委員会と協議のうえ承認を得るとともに保護者の理解を得ること。
- ③ 施設利用料等上乗せ徴収は認めません。
- ④ 保護者会の会費の額は、保護者に委ねること。
- ⑤ 事業申請者は、総社市環境基本条例に基づき、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の排出抑制やグリーン購入等について積極的な取組を行うこと。

4 施設改修及び運営に係る経費

(1) 施設改修費

- ① 当該事業について、保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）に採択された場合は、小規模保育事業の設置運営法人として決定した事業者は、市の予算の範囲内で補助金を交付します。
- ② 当該補助金の対象となるのは、賃貸物件等を活用し、新たに小規模保育事業を設置するために必要な改修費等に係る経費とします。
※施設整備を目的とする事業（土地や建物の買収費、土地の整地費等）、既存施設の老朽化等に伴う改修、修繕は対象外とする。

(2) 運営経費

- ① 施設型給付費については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第68条第1項の規定に基づく「子どものための教育・保育給付費国庫負担金」の基準に基づき、総社市教育委員会が交付します。なお、施設整備又は賃借に係る経費は加算分として施設型給付費で交付します。
- ② 通常保育以外の延長保育事業については、総社市教育委員会が別途交付します。

5 申請方法等

(1) 募集要項等の配布

配布期間：令和7年4月18日（金）～6月27日（金）

配布場所：総社市ホームページに掲載します。必要な書類及び様式をダウンロードして使用してください。

(2) 設置運営事業者説明会

開催日：令和7年4月28日（月）午後1時30分から（約1時間）

方法：WEBによる説明会

申込み：下記専用サイトより申し込みください。

URL：<https://logoform.jp/f/lAvqF>

申込期間：令和7年4月18日（金）午前9時～4月24日（木）午後5時まで

注意事項：申込期間終了後、確認用返信メールにて、説明会用ID等をお知らせします。説明会への参加は今回の申請をするうえでの必須要件ではありません。

(3) 質問の受付

質問方法：下記専用サイトより問い合わせしてください。

URL：<https://logoform.jp/f/Kl2jf>

受付期間：令和7年4月28日（月）午後4時～5月9日（金）午後5時まで

回答：令和7年5月14日（水）に、総社市ホームページに掲載します。

(4) 申請方法

別紙様式集に定める書類に必要な事項を記入し、総社市教育委員会こども夢づくり課へ持参してください。

受付期間：令和7年6月23日（月）～6月27日（金）

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

受付場所：総社市役所 1階 こども夢づくり課（7番窓口）

総社市中央一丁目1番1号

電話 （0866）92-8265

申請書類：申請関係書類一覧（様式第2号）に掲げる書類を、以下の事項に留意して作成し、受付場所に持参してください。郵送、メールでの提出は受け付けません。

- ① 1事業申請者が申請できる施設数は、別に募集する民間認可保育所と合わせて2施設までとします。

- ② 提出部数（正本1部，副本10部）を提出してください。
- ③ 申請書類はA4サイズ両面印刷を基本とし、「申請関係書類一覧」の項目番号順にインデックスを貼り，製本してください。
- ④ 申請書類には一部枚数の指定があります。「申請関係書類一覧」をご確認ください。
- ⑤ 正本と副本が区別できるようにしてください。
- ⑥ 総社市民間小規模保育事業A型募集申請書（様式第1号），履歴事項全部証明書，印鑑証明書，納税証明書，誓約書（様式第4号）は原本を正本に添付し，副本にはコピーを添付してください。
- ⑦ 総社市教育委員会の内容点検により，記載内容が十分に確認できない場合等は，資料の追加や差し替えをお願いすることがあります。
- ⑧ 受付期間以外での受け付けはしません。
- ⑨ 提出書類等は返却しません。
- ⑩ 申請のために生じる一切の費用は，申請者の負担とします。

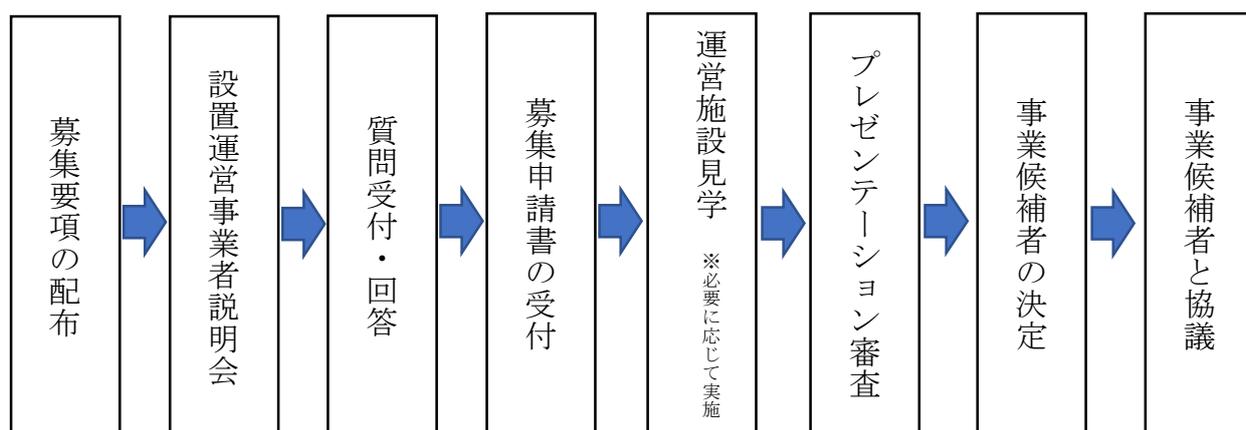
（5）申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には，申請辞退届（様式第14号）により7月1日（火）までに，こども夢づくり課に申し出てください。

（6）失格

本件業務に従事する総社市教育委員会職員及び総社市民間認可保育所等設置運営事業者選定委員会（以下，「選定委員会」という。）委員に対し，本件申請についての接触は禁止とします。接触の事実が認められた場合は，失格になることがあります。また，申請書類に虚偽の記載があった場合，この要項に違反又は著しく逸脱した場合，その他不正行為があった場合，申請書類提出以降に申請資格及び条件を満たさなくなった場合も失格とします。

6 主なスケジュール



月 日	内 容
令和7年4月18日(金)	募集要項 配布開始
4月28日(月)	設置運営事業者説明会
6月23日(月)～ 6月27日(金)	募集申請書 受付
7月上旬	事業申請者運営施設見学 ※必要に応じて実施
7月中旬	書類審査・プレゼンテーション審査
7月下旬	選定結果通知

7 選定方法

(1) 選定基準，選定方法について

選定委員会において，選定基準（別紙）に基づき，申請書類，運営施設見学及びプレゼンテーション審査を実施し，総合的に審査します。選定委員会の審査結果等を勘案し，総社市教育委員会が事業候補者を決定します。

要件を満たしていない場合や，いずれかの選定項目で，重大な問題点があると評価した場合，他の選定項目の点数に関わらず，事業候補者として選定しないことがあります。

(2) 事業申請者運営施設見学

必要に応じて，事業申請者が運営する保育所等の施設見学を実施します。日程等は，別途連絡しますので，施設概要や日々の保育内容について，見学と合わせて説明していただきます。

(3) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、申請内容の概要説明や申請書類では伝えきれなかった内容について説明いただいたのち、選定委員会委員の質問に回答していただきます。

開催日：令和7年7月中旬

詳細については、後日事業申請者に通知します。

時間：1法人45分程度（プレゼンテーション15分，質疑応答30分）

出席者：会場への入室は1法人あたり3名までとし、説明に当たっては、法人の方針説明ができる方、事業の方針説明ができる方を含む人員で、ご出席ください。

説明内容：以下の内容を含めた形式で、説明をお願いします。

- ① 法人概要，保育実績
- ② 新設小規模保育事業の施設概要（施設内容，設置場所等）
- ③ 新設小規模保育事業の保育理念，方針，目標等
- ④ 新設小規模保育事業の保育内容，保育サービス等
- ⑤ 新設小規模保育事業の職員配置と確保方策等

資料：プレゼンテーションはパソコンを使用した説明とし、プロジェクターに投影して説明するものとします。プレゼンテーション用の資料は別途作成できるものとしますが、提出書類は申請書類のみとし、追加提案資料の配布は認めません。

選定結果：選定結果を事業申請者に文書で通知するとともに、総社市ホームページを通じて公表します。なお、審査内容や選定結果に対する問い合わせには一切応じません。

(4) その他留意事項

- ・提出された書類等は情報公開の対象となり、請求により開示する場合がありますのでご承知おきください。
- ・事業申請者及びその関係者、コンサルタント等から担当者等に対して自らの申請書類・計画内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問い合わせは、審査の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。また、事業申請者以外の者からの当該計画の問い合わせには応じません。
- ・本件は事業候補者を決定するものであり、総社市の補助金を見込んだ施設改修を行う計画が選定された場合でも、補助金の交付は予算に係る議決をもって正式決定となるため、当該補助金の交付を約束するものではありません。補助金の交付には別途手続きが必要ですので総社市教育委員会の指導に従ってください。

- ・事業候補者として決定された後の申請計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、総社市教育委員会と協議のうえ、認める場合があります。
- ・事業候補者において、募集申請書に記載された事項に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるとき、又はその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。またこの場合、事業申請者が既に要した費用の弁済を総社市教育委員会へ求めることはできないものとします。
- ・事業候補者は、自己の責任において、地域住民や関係機関との交流、連携、調整を十分に行ってください。計画の実行に支障があると認められる場合は、決定を取り消すことがあります。
- ・事業候補者は、募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、小規模保育事業の運営に当たっては、関係法令を遵守し、総社市教育委員会の指導に従ってください。事業候補者決定後であっても、法令の規制等により事業計画の実現が見込まれないなど、運営が困難と総社市教育委員会が判断した場合には事業候補者としての決定を取り消すことがあります。
- ・事業候補者決定後の施設整備・認可等に係る諸手続きは、決定事業者で行っていただきます。

8 問い合わせ先

総社市教育委員会 教育部こども夢づくり課

住 所 〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

T E L 0866-92-8265 / F A X 0866-92-8397

電子メール ed-kodomo@city.soja.okayama.jp

総社市HP <https://www.city.soja.okayama.jp>

別添1 中学校区域

	住所地（大字）
総社西中学校区	<p>駅前一丁目，駅前二丁目，中央一丁目，中央二丁目，中央三丁目 中央五丁目，中央六丁目，総社一丁目，総社二丁目，駅前一丁目 駅前二丁目，総社，小寺，門田，井尻野，溝口，真壁，中原，三輪 槇谷，見延，宍粟，清音古地，清音上中島，清音柿木，清音軽部 清音三因</p>
総社東中学校区	<p>中央三丁目，中央四丁目，中央五丁目，総社一丁目，総社二丁目 総社三丁目，総社，井手，刑部，福井，泉，小寺，溝口，真壁 三須，上林，下林，赤浜，金井戸，南溝手，北溝手，窪木，長良 東阿曾，西阿曾，奥坂，久米，黒尾，西郡，地頭片山，岡谷 西坂台，宿</p>